

みらい環境ローン（(一社)しんきん保証基金保証）

<p>ご利用いただける方</p>	<p>次のすべての条件を満たす個人または個人事業主の方</p> <p>① 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方</p> <p>② 申込時年齢満 20 歳以上の方</p> <p>③ 安定継続した収入がある方</p> <p>④ 保証会社である(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方</p>
<p>お使いみち</p>	<p>お申込人が居住（居住予定を含む）しお申込人もしくはそのご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはそのご家族が居住（居住予定を含む）しお申込人が所有している自宅にかかる資金で次に該当するもの</p> <p>※①および③はお申込日時時点で、支払日から 3 ヶ月以内のものに限りお支払済の資金（売買契約や工事請負契約時にお支払する手付金・契約金に限りません）もご利用できます。</p> <p>① 次のエコ関連設備の購入・設置・修繕資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム ・潜熱回収型ガス給湯器（通称エコジョーズ） ・潜熱回収型石油給湯器（通称エコフィール） ・CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器（通称エコキュート） ・ガスエンジン給湯器（通称エコウィル） ・燃料電池コージェネレーションシステム（通称エネファーム） ・家庭用蓄電池 ※太陽光発電システム等により発電した電気を蓄電するシステム ・家庭用太陽熱利用設備 ※ソーラーシステム、太陽熱温水器等により太陽の熱を給湯や暖房に利用するシステム ・地中熱利用システム ※地中の熱エネルギーを冷暖房や融雪等に利用するシステム <p>② お申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等からお借入されたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>以下の資金は、①または②と合わせたお申込みに限ります。</p> <p>③ リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等</p> <p>④ お申込人が③を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等からお借り入れされたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料含む）</p> <p>⑤ お申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関からお借り入れされた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前 3 ヶ月のご返済で、3 営業日以上履行遅滞が 1 度もないものに限りません）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>⑥ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金</p> <p>（① および③と合わせた申込みで 100 万円以内）</p> <p>【対象となる建物の条件】</p> <p>お申込人もしくはそのご家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないものに限りません。</p> <p>※次のものは各種（仮）登記から除きます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫からのお借入（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等） ・他行住宅ローンにかかる抵当権 <p>【留意事項】 次のいずれかに該当するものは、本商品の対象になりません。 ○支払先が、お申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ○支払先がお申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子</p>
お借入金額	・1,000万円以内（1万円単位）
お借入期間	・3ヵ月以上15年以内（1ヵ月単位）
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫長期プライムレートを基準とした随時変動金利となります。 ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。 <p>※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により当金庫長期プライムレートの変動に応じて、お借入金利は変動いたします。 ※現在のお借入金利については窓口または当金庫ホームページでご確認ください。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等または元利均等毎月返済とし、ボーナス併用（お借入金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額）もご利用いただけます。 ・6ヵ月以内の元金据置が可能です。 ・毎月約定ご返済日（休業日の場合は翌営業日）に、元金および利息をお支払いいただきます。
担保・保証人	・不要です。（保証会社である（一社）しんきん保証基金が保証をいたします）
保証料	・お借入金利に含みます。
遅延損害金	・ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。（1年365日とする日割り計算）
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金は、工事契約先等にお振込をしていただきます。（ご融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額まではお振込を免除できます） ・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。

	・店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
必要書類	・ご本人であることを確認できる資料 ・所得を確認できる資料（申込金額 100 万円以下の場合は不要です） ○所得証明書（公的機関の発行するもの） ○源泉徴収票 ○確定申告書控 など ・お使いみちを確認できる資料 ○見積書、注文書、工事請負契約書など ・対象となる建物の全部事項証明書（お申込時点で発行日から 3 ヶ月以内のもの） ※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可能です。 ・ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑） ・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかるご返済予定表およびご返済用預金口座通帳 ・お支払済資金の場合は、領収書やご通帳等 ※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。